

誘導灯適用除外届出書

年 月 日

消防長（消防署長）（市町村長）殿

届出者

住所

氏名

㊟

消防法施行規則の一部を改正する省令（昭和56年自治省令第16号）附則第6項の規定により、改正後の消防法施行規則第28条の3第1項の適用が除外される誘導灯について届け出ます。

既存 防火 対象 物 等	名 称		用 途	1 建築物（ ） 2 地下道	所在地	TEL（ ）
	延べ面積		㎡	(16の3)項部分 の面積		㎡
	構 造	1 耐火構造 3 その他		2 防火構造		

誘導灯の区分	設置個数	そ の 他 必 要 な 事 項
避難口誘導灯		
通路誘導灯		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格B5とする。
- 2 「既存防火対象物等」とは、現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物をいう。
- 3 「既存防火対象物等の用途」欄は、該当事項に○印を記入するほか、建築物にあつては（ ）内に消防法施行令別表第1に掲げる用途を記入すること。
- 4 「構造」欄は、該当事項に○印を記入すること。
- 5 「その他必要な事項」欄は、防火対象物の既存又は工事中の別その他参考事項を記入すること。
- 6 ※印の欄は、記入しないこと。